

宜野湾市育英会定款

承認	昭和 56 年 4 月 1 日
改正	平成元年 11 月 24 日
改正	平成 9 年 2 月 14 日
改正	平成 11 年 2 月 19 日
改正	平成 14 年 5 月 14 日
改正	平成 15 年 3 月 28 日
改正	平成 19 年 3 月 31 日
改正	平成 19 年 8 月 31 日
改正	平成 25 年 1 月 16 日
改正	平成 26 年 5 月 19 日
改正	平成 26 年 11 月 6 日
改正	令和 7 年 5 月 26 日

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 基金、資産及び会計（第 4 条～第 8 条）
- 第 3 章 役員及び会員（第 9 条～第 14 条）
- 第 4 章 会議（第 15 条～第 18 条）
- 第 5 章 業務及びその執行に関する事項（第 19 条～第 25 条）
- 第 6 章 表彰に関する事項（第 26 条）
- 第 7 章 雑則（第 27 条・第 28 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、宜野湾市育英会と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、優秀な人材で経済的理由によって修学困難な者に対し学資を貸与し、その他育英上必要な業務を行って有為な人材を育成することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を宜野湾市教育委員会内に置く。

第2章 基金、資産及び会計

(基金)

第4条 本会の基金は、宜野湾市育英資金拠出条例（1968年宜野湾市条例第8号。以下「条例」という。）の定めるところによる市拠出金及び篤志家の寄付金をもって充てる。

(資産)

第5条 本会の資産は、次のとおりとする

- (1) 設立当初からの基金
- (2) 宜野湾市からの拠出金
- (3) 償還金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

2 本会の資産は、基本財産と運営財産の2種とする。

- (1) 基本財産は、基金で構成する。
- (2) 運営財産は、基本財産以外の財産とする。

(業務の資金及び使途の制限)

第6条 第19条の事業に要する資金は、基金及びその他の収入をもってこれに充てる。ただし、基金は、学資の貸与の事業以外に使用することはできない。

(余裕金の運用)

第7条 本会は、次の各号に掲げるもののほか、余裕金の運用をすることはできない。

- (1) 市の指定金融機関及び収納代理金融機関への預金
- (2) 会長の承認を得た金融機関への預金

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第3章 役員及び会員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 第10条第3号の規定による人員以内
- (4) 監 事 2人
- (5) 評議員 第10条第1項第5号の規定による人員以内
- (6) 書 記 1人
- (7) 会 計 1人

(役員の任用)

第10条 役員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、市長をもって充てる。
- (2) 副会長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- (3) 理事は、教育委員及び校務研究会の育英会担当者並びに会長が委嘱する者をもって充てる。
- (4) 監事は、会計管理者及び指導部長をもって充てる。
- (5) 評議員は、自治会長会会長、市民生委員児童委員連絡協議会会長、市老人クラブ連合会長、市PTA連合会長、市女性連合会長、市青年連合会長、市商工会長、市内のロータリークラブ会長、市内のライオンズクラブ会長、宜野湾青年会議所理事長及び市内の高等学校進路指導主任並びに会長が委嘱する者をもって充てる。
- (6) 書記は、教育部長をもって充てる。
- (7) 会計は、教育総務課長をもって充てる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、各々の在職期間とする。ただし、会長が委嘱した役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第12条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計及び業務を監査し、総会に報告しなければならない。なお、各会議に参加して意見を述べることができる。

5 評議員は、総会に出席して本会の運営に関し、重要な事項を審議する。

6 書記は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

7 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員の報酬及び費用の弁償)

第13条 すべての役員は、無給とする。

(会員)

第14条 本会の会員は、第9条に定める役員をもって構成する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 理事会

(2) 総 会

(会議の招集及び定足数)

第16条 本会の会議は、会長が招集する。ただし、会議構成員現任数の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して会議の招集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は会議構成員現任数の2分の1を超えるものの出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事に付き書面でもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

4 議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第17条 理事会は、理事並びに会長、副会長、書記及び会計をもって組織し、必要に応じて随時これを開く。

2 本会の業務執行は、会長、副会長及び理事でこれを行う。ただし、軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

3 理事会の業務は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算の立案並びにその執行に関すること。

(2) 総会の議決で委任された事項

(3) 総会に付議すべき事項

(4) その他本会の業務実施についての必要な事項

4 理事会は、軽微な予算の補正をすることができる。補正した結果は総会に報告しなければならない。

(総 会)

第 18 条 総会は、第 14 条に定める会員をもって組織し、毎年 1 回以上これを開く。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 定款の変更にに関すること。

(4) その他本会の業務に関する重要な事項。

第 5 章 業務及びその執行に関する事項

(事 業)

第 19 条 本会は、本会の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 学資の貸与

(2) その他本会の目的達成上必要な事業

(学資の貸与の種類)

第 20 条 前条第 1 号に掲げる学資の貸与の種類は、次のとおりとする。

(1) 奨学生に対する奨学金の貸与

(2) 奨学生に対する入学準備金の貸与

(資 格)

第 21 条 本会より学資の貸与を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 本市に 3 年以上住所を有する本市民の子又は 3 年以上住所を有する者であること。

(2) 学業、操行ともに優秀であり、かつ、健康であって学資の支弁が困難と認められる者であること。

(3) 前条第 1 号の規定で定める学資の貸与を受けることができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める大学(大学院及び短期大学を含む。)又は同法 124 条に定める専修学校のうち修業年限 2 年以上の専門課程（以下「大学等」という。）

に在学している学生。

- (4) 前条第2号の規定で定める学資の貸与を受けることができる者は、大学等に入学予定の者。

(奨学金、入学準備金の貸与額及び利子)

第22条 奨学生に貸与する金額は、次のとおりとする。

- (1) 奨学金の額は、年額30万円、40万円、50万円の中から選択させるものとする。
- (2) 入学準備金は、30万円、40万円、50万円の中から選択させるものとする。ただし、入学準備金の貸与は、1回を限度とする。

2 奨学金及び入学準備金（以下「奨学金等」という。）は、無利子とする。

(奨学金の貸与期間)

第23条 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した時からその者の在学する学校の最短修業の終期までとする。

(奨学生の採用)

第24条 奨学生の採用は、次のとおり選考し決定する。

- (1) 奨学金貸与奨学生の採用は、理事会で選考し決定する。
 - (2) 入学準備金貸与奨学生の採用は、会長が選考し決定する。
- 2 前項第1号による決定がなされたときは、これを総会に報告し、前項第2号による決定がなされたときは、これを後日、理事会、総会に報告しなければならない。

(奨学金等の返還)

第25条 奨学生は、その奨学金等を別に定める方法により返還しなければならない。

第6章 表彰に関する事項

(表 彰)

第26条 本会に多額の金品を寄付した者を総会で表彰する。

2 表彰対象者は個人10万円以上、団体20万円以上とする。

第7章 雑 則

(簿 冊)

第27条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 定款

- (2) 役員名簿
 - (3) 資産及び負債に関する台帳
 - (4) 出納簿及びその関連帳簿
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) その他必要な簿冊
- (補 則)

第28条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、昭和56年4月1日から施行する。

(宜野湾市育英会定款の廃止)

2 宜野湾市育英会定款(1960年3月10日成立。以下「旧定款」という。)は、廃止とする。

(経過措置)

3 この定款の施行前に旧定款により、既に貸与した学資については、この定款により貸与したものとみなす。ただし、昭和53年6月30日以前に貸与した学資については、なお、従前の例による。

附 則(平成元年11月24日)

この定款は公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成元年11月24日)

この定款は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度において奨学金の貸与を受けているものは除く。

附 則(平成9年2月14日)

この定款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月16日)

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月14日)

この定款は公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月28日)

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日)

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 8 月 31 日)

この定款は、平成 19 年 8 月 31 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 16 日)

この定款は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 19 日)

この定款は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 11 月 6 日)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宜野湾市育英会定款第 22 条の規定により、既に貸与した学資については、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 5 月 26 日)

この定款は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。